介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

千葉県勝浦市長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

7	у У	ガ	ナ	被保険者番号																									
褚	波保険	者氏	名													個。	人番	号											
	生 年	月日	1														性		別					1		1		 1	1
	住	所		連絡先																									
介	所 (院 護 保 険 在地及ひ	施記	没の	連絡先																									
	入所(院) (※		日	年 月 日 (※) 介護保険施設に入所(院) していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。																									
置	記偶者の	有無		有 ・ 無 左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事 項」については、記載不要です。																									
	フリ	ガ	ナ																					,					
配偶者に関する事項	氏		名												1			ı	•		ı								
	生年	月	日												個	人番	番号												
	住 所			連絡先																									
	課 税	状	況	市町村民税・非課税・非課税																									
			①生活	保	 漢受絲	 洽者 ⁄	/2)ī	†町	村民	税世	帯非	丰課利	見です	ある:	老鮒	冷福社	止年金	金受	:給非	旨									
	入等に		③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80.9万円以下です。(受給している年金に○してください。以下同じ。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。																										
当 告	する申	④市町村民税世帯非課税者であって、 □ 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年後 80.9万円を超え、120万円以下です。												丰額															
			課税年 120万	市町村民税世帯非課税者であって、 税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 万円を超えます。																									
	貯金等 関する 告		方は5	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円(夫婦は2000万円)、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③~⑤の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。)の												
	通帳等 写しは 添	預則	宁金額						Р	ш		証券 E概算	÷ 算額))					円		その (現 <i>会</i> を含	全 •	負債		(((内容	字を言	記入	※ くだ	円 さい
申請	者が被付	保険す	皆の場合	にい	は、下	「記に	こつし	って言	記載	は不	要で	ず。																	

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

同意書

勝浦市長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉 住所 氏名

〈配偶者〉 住所 氏名